

東松山市がんばる企業 応援条例に基づく 奨励金制度のご案内



令和8年4月、条例の有効期限を
令和12年度末(2030年度)まで延長(5年間)しました！

こんな場合に、ご相談ください！

新設・拡張・設備投資

- ・工場
- ・流通業務施設
- ・研究施設

都市誘導施設の新設

- ・東松山市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内
- ・事業所を新設

(その他の条件)

- ・事業内容が都市計画法及び関係法令に適合すること
- ・事業の用に供するための投下固定資産額(土地、家屋及び償却資産の取得合計額)が4,000万円以上
- ・市税等を滞納していないこと
- ・産業の振興に寄与するものであると市長が認めるものであること

※奨励金の対象は、自らの事業に直接必要な施設に限ります。

奨励金の内容

増えた分の固定資産税等を奨励金でお返しします。

事業所新設奨励金

新設した事業所に対して賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付します。(納付分を翌年度交付)

事業所拡張奨励金

既存の事業所の敷地内または隣接地に拡張した事業所に対して賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付します。(納付分を翌年度交付)

設備投資奨励金

新たな設備の設置に対し、増加した償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を奨励金として交付します。(納付分を翌年度交付)

交付対象期間

操業開始日又は設備設置日の属する年度	交付対象期間
令和 8 年度 ~ 令和 12 年度 (2026 年度 ~ 2030 年度)	2 年以内(※)

※ 市外から市内に本社機能に移転する場合は、**3年以内**

条例の特色

- 特定の地域だけでなく、**市内全域**が対象です。
ただし、誘導施設については東松山駅・高坂駅周辺の都市機能誘導区域内となります。
- **既存企業**の敷地拡張や設備投資も対象
事業所の新設に加え、既存事業所の敷地拡張や設備投資についても支援の対象となります。
- 土地や建物を賃借した場合も適用となります。(奨励金は土地・家屋・償却資産に賦課された税額のうち、自ら納付した税相当額となります。)
ただし、土地の取得に係る奨励金は、土地の取得から3年以内に操業を開始した事業所の土地に限ります。
- 奨励措置(新設奨励金、拡張奨励金、設備投資奨励金)は、**企業につき2回**を限度とします。
- 令和12年度(2030年度)までの条例です。

手続きについて

奨励金の交付を受けるためには、操業開始日又は設備設置日の翌日から起算して**60日以内**に奨励措置指定の申請をしてください。

なお、期限までに申請が行われないと、奨励金の交付を受けることができません。

指定を受けるためには、条件を満たす必要がありますので、必ず事前相談をしてください。

担当課

東松山市 政策推進課

〒 355-8601 東松山市松葉町 1-1-58

☎ 0493-63-5031(直通)

FAX 0493-22-5516



東松山市
Higashimatsuyama City